寒さから水道管を守りましょう

防寒のしかた

保温材を蛇口のところまで巻いてください。毛布・布などを保温材として利用したときは、その上からビニールなどを巻いてください。

水道管が凍りついて水が出ないときは?

タオルをかぶせて、その上からぬるま湯をゆっくりかけて氷を溶かしてください。

※熱湯は絶対に使わないでください。水道管が破裂することがあります。

水道管が破裂したときは?

▼水道メーターボックス内のバルブを閉め、破裂した部分に布やテープを巻いて応急手当をし、彦根市指定給水装置工事事業者（以下 指定工事事業者）に修理を依頼してください。

▼屋内修理は、必ず指定工事事業者で行ってください。

なお、修理にかかる費用につきましては、お客様のご負担になります。

▼年末年始は、各業者とも休みになります。給水装置の事故につきましては、特にご注意ください。

◎水道の給水に関する工事は法令の基準に適合することを確保するため、水道法や彦根市の条例の規定により、指定工事事業者が、施工することが定められています。なお、指定工事事業者名は、彦根市ホームページ（水道部工務課）に掲載しています。

問い合わせ先 ㊢水道部業務課☎22-2722番、FAX24-4054番

水道部からのお願い

積雪時の検針にご協力を

積雪時は、メーターボックスの上の雪を取り除いてください。メーターボックスの上には、雪や物などを絶対に置かないようにしていただき、検針にご協力をお願いします。

◎水道を使用する人は、市条例の規定により、善良な管理をしていただくこととなっています。

給水工事について

家屋などの新築、改築に伴って、水道給水装置工事（新築・増設・改造）をするときや、建築工事などによる臨時の給水をするときは、必ず着工前に、指定工事事業者を通じて㊢水道部への給水申し込みをしてください。

開栓・閉栓の手続きについて

転居などにより、水道の開栓・閉栓をされるときは、彦根市上下水道料金お客様サービスセンター（㈱エコシティサービス）へ連絡してください。なお、3日前までに手続きをお願いします。

水道料金のお支払いについて

水道事業は、水道を使用されるお客様からお支払いいただく水道料金によって成り立っています。お支払いいただけないと、給水をお断りしますので、必ず期限内にお支払いください。

期限内にお支払いがない場合、料金とは別に手数料が加算されます。なお、督促を放置されますと、簡易裁判所への支払督促の申立を行います。

平成21年10月までの給水停止実施および裁判所への申し立て件数

給水停止実施件数（平成21年度分） 64件

裁判所申立実績件数(累計) 87件（内訳:平成18年度1件、平成19年度28件、平成20年度58件）

彦根市上下水道料金お客様サービスセンターの紹介

㊢水道部では、平成20年10月1日から窓口開設日や営業時間の拡大など、サービス向上を目的に、業務の一部を民間委託し、彦根市上下水道料金お客様サービスセンターを設けました。

利用できるサービス

①水道使用の開始・休止（開栓・休栓）・名義変更のお申し込み

②水道料金・下水道使用料のお支払い

③検針に関するお問い合わせなど

窓口開設時間 月～金曜日 午前8時30分～午後7時
土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時

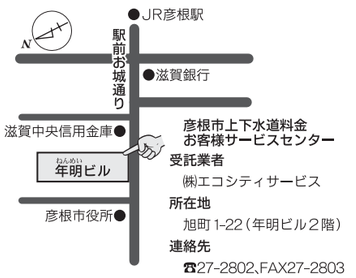

市税などの納付には、便利で安心な口座振替制度がお勧めです

「平日の昼間には、金融機関に行く時間がない」、「ついつい納付期限を忘れてしまう」そんなあなたに、便利な口座振替制度の利用をお勧めします。

口座振替なら、納期ごとに窓口へ出向いていただく必要も、納め忘れの心配もなく、安心です。一度申し込みの手続きをされますと、翌年以降も継続して自動振替されます。

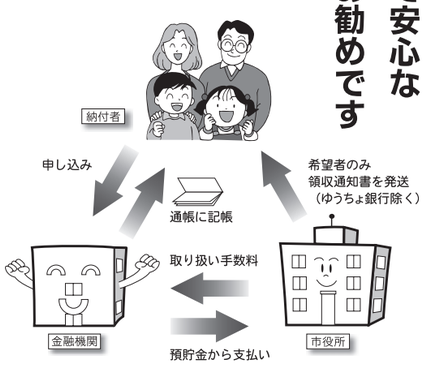

※口座振替なら、市役所が金融機関に支払う取り扱い手数料が金融機関での窓口払い取り扱い手数料よりも安く、市から皆さんへの納付書の発送も不要になります。口座振替を利用して、コスト削減にご協力ください。（皆さんの手数料負担はありません）

申し込みの手続き

あなたの預貯金口座のある取扱金融機関の窓口で、「彦根市市税等口座振替依頼書」に預貯金通帳と通帳使用印鑑を添えてお申し込みください。用紙は、それぞれの業務担当課、㊢出納室（市役所1階）、市内の各金融機関の窓口にあります。

取扱金融機関

次の金融機関の、本・各支店（市外の店舗を含む）で取り扱います。

▼滋賀銀行
▼りそな銀行
▼滋賀中央信用金庫
▼びわこ銀行
▼近畿労働金庫
▼大垣共立銀行
▼京都銀行
▼滋賀県信用組合
▼滋賀県民信用組合
▼商工組合中央金庫
▼東びわこ農業協同組合
▼ゆうちょ銀行（郵便局）

振替できる税目など

▽固定資産税
▽軽自動車税
▽市県民税（普通徴収）
▽国民健康保険料（普通徴収）
▽介護保険料（普通徴収）
▽後期高齢者医療保険料（普通徴収）
▽市営住宅家賃
▽上・下水道料金
▽し尿処理手数料
▽下水道受益者負担金・分担金
▽農村下水道使用料
▽保育料（保育所）
▽放課後児童クラブ利用料

納期と振替日

科目ごとの納期は、下の一覧表のとおりです。また、原則として、各納期月の最終日に振り替えます。

領収の確認

原則として、口座振替済領収通知書の発行は省略しています。領収については、預貯金通帳の記帳などにより、振替済であることを確認してください。

また、軽自動車税の口座振替を利用している人で、車検が必要な車種の所有者には、車検用納税証明書を送ります。

※領収通知書の送付を希望する人は、各担当課にお申し出ください。なおゆうちょ銀行をご利用の場合は、自動払込規定により省略しています。

問い合わせ先 ㊢納税課(①②③)☎30-6109番、㊢保険年金課(④⑤⑥)☎30-6137番、㊢住宅管理室(⑦)☎30-6123番、彦根市上下水道料金お客様サービスセンター(⑧)☎27-2802番、㊢水道部業務課(⑧)☎30-6127番、㊢生活環境課(⑨)☎30-6116番、㊢下水道部管理課(⑩)☎22-5458番、㊢農林水産課(⑪)☎30-6118番、㊢子育て支援課(⑫⑬)☎23-9590番

市税等納期一覧

科目＼納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①固定資産税		1期		2期				3期			4期	
②軽自動車税		全期										
③市県民税			1期		2期		3期			4期		
④国民健康保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
⑤介護保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
⑥後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
⑦市営住宅家賃	毎月納期（納付書は4月に発送）											
⑧上・下水道料金	隔月納期（納付書は隔月発送）											
⑨し尿処理手数料												
⑩下水道受益者負担金・分担金	（1年目） （2年目） （3年目）			1期 5期 9期		2期 6期 10期			3期 7期 11期			4期 8期 12期
⑪農村下水道使用料	偶数月納期（納付書は偶数月発送）											
⑫保育料	毎月納期											
⑬放課後児童クラブ利用料												